

静岡県告示第106号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する田子の浦港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年2月23日

田子の浦港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 新たに管理する施設

種 類	名 称	位 置	能 力
泊地及び船 だまりその 他施設	中央航路埋塞 防止施設	以下に示す基点1から基点6までの各点を順次結んだ線によって囲まれた範囲 基点1（北緯35度8分4.83秒、東経138度41分50.45秒） 基点2（北緯35度8分4.57秒、東経138度41分50.06秒） 基点3（北緯35度8分4.52秒、東経138度41分41.87秒） 基点4（北緯35度8分5.85秒、東経138度41分45.83秒） 基点5（北緯35度8分5.87秒、東経138度41分49.11秒） 基点6（北緯35度8分4.96秒、東経138度41分50.33秒）	延長 115m、 幅員 42m、 ポケット容量 12,800m ³